

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.041

処 分 名	保安上危険となる防火地域内の看板等に対する勧告措置の命令
処 分 の 概 要	建築物の敷地、構造又は建築設備が、「そのまま放置すれば将来的に著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれがあるもの」について、これらの危険性や有害性を排除するために必要な措置を講ずることができるとを定めたものです。潜在的に危険や害の程度が高い既存不適格建築物について、保安上・衛生上の危険や害の程度が「著しく」なる前に特定行政庁が予防的に措置を行うための勧告を受けた建築物の所有者等がなんらの措置もとらなかった場合には是正のための命令をするものです。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は、工事の内容により判断されるため、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工作物への準用)

第八十八条 1～2 省略

3 第三条、第八条から第十一条まで、第十二条（第五項第三号を除く。）、第十二条の二、第十二条の三、第十三条、第十五条の二並びに第十八条第一項及び第二十三項の規定は、第六十六条に規定する工作物について準用する。

4 省略

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋